

亀山市選挙管理委員会告示第16号

令和7年1月26日執行予定の亀山市長選挙において選挙運動に従事する者に対し、支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額を次のとおり定める。

令和7年1月18日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今 西 政 和

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船 賃 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき 12,000円
 - (5) 弁当料 1食につき 1,000円
1日につき 3,000円
 - (6) 茶菓料 1日につき 500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000円以内
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 1の(1)から(3)までに掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき 10,000円